

岩手大学大学院連合農学研究科の連携協力における兼職に関する覚書

令和7年1月22日付けで締結した「岩手大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第6条の規定に基づき、国立大学法人弘前大学、国立大学法人山形大学及び国立大学法人福島大学（以下「参加法人」という。）の教員を国立大学法人岩手大学（以下「設置法人」という。）に設置する岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）へ兼職させるにあたり、当該教員の勤務条件及び俸給の調整額の支給等の取扱いについて、4国立大学法人（以下「構成法人」という。）の総意に基づき、次のとおり合意する。

（定義）

第1条 この覚書において兼職とは、設置法人が参加法人の教員を当該参加法人に在籍のまま、大学院設置基準第8条第6項の規定に基づく研究科の教員（以下「兼職教員」という。）として任命し、研究科の教育研究を実施させることをいう。

（兼職手続き等）

第2条 設置法人の学長は、研究科教授会の議を経て、参加法人の教員に対して兼職の任命及び解除の発令を行う。

2 参加法人の学長は、当該兼職教員に参加法人における職務の範囲内として研究科の業務に従事させる。

3 兼職教員の兼職期間は、参加法人と設置法人双方において協議し、研究科教授会において確定する。

（勤務条件）

第3条 研究科の業務遂行上における兼職教員の勤務条件は、参加法人の就業規則の定めるところによる。

（俸給の調整額の支給）

第4条 研究科を担当することにより生ずる俸給の調整額は、参加法人が当該兼職教員へ支給するものとする。

（兼職教員に係る研究科の業務運営に関する指示）

第5条 兼職教員に係る研究科に必要な業務運営に関する指示は、設置法人が行う。

（職位）

第6条 兼職教員の研究科における職位は、当該兼職教員が所属する参加法人での職位とする。

（社会保険等の取扱い）

第7条 兼職教員の国家公務員共済組合法の適用、並びに雇用保険及び労働者災害補償保険の管理は、当該兼職教員が所属する参加法人においてこれを行う。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事態又は疑義が生じたときは、構成法人が誠実に協議の上、

速やかにこれを処理するものとする。

(記載事項の変更)

第9条 この覚書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

(付帯事項)

第10条 この覚書は、4通作成し、構成法人において各1通を所持する。

(発効及び効力)

第11条 この覚書は、令和7年4月1日から効力を有する。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限の6か月前までに設置法人及び参加法人から改廃についての意思表示がない場合には、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

令和7年1月22日

国立大学法人 岩手大学 長

小川 智

国立大学法人 弘前大学 長

福田真作

国立大学法人 山形大学 長

五手英利

国立大学法人 福島大学 長

三浦浩喜